

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F
Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

人事

内定後に最大2年の猶予期間 ユニリーバ:柔軟性の高い新卒採用制度

卒業予定の学生に対して在学中に内定を出し、卒業後すぐに勤務させる。日本では、この新卒一括採用方式が長年定着してきた。将来のリーダーやコア人材の育成に向いている他、組織の活性化が期待できるなどメリットは多いが、採用時期が大多数の企業と重なるためコストも手間もかかるのが難点。学生にとっても、就職活動が早期化・長期化することによる学業への影響が懸念される他、雇用のミスマッチを引き起こすといった問題点があり、見直しの機運が高まりつつある。

そうした流れの中で、世界的な消費財メーカーであるユニリーバの日本法人が、ユニークな新卒採用制度を導入した。大学1年生から応募することができ、内定後から入社までは最大2年間の猶予期間を設けることができる。つまり、早めに内定を獲得して学業に力を注ぐことや、海外留学をすることもできるというわけだ。

エントリーシートを廃止し、応募はもちろん通年。しかもオンライン受付のため世界どこからでも応募可能。どの企業も欲しがらる優秀なグローバル人材を、早期から確保したいという意図が透けて見える。選考も、ゲームを活用したりデジタル面接で課題を出題したりして、能力だけでなく性格、考え方の傾向を測定し、同社とのマッチングを見極めていくという。まさに、ポテンシャル採用の進化型であり、今後の新卒採用のスタイルに影響を与えるだろうことが予想される。

税務会計

創業記念品等の支給での注意点！ 記念品を自由に選べる場合は課税

創業記念で支給する記念品や永年にわたって勤務している人の表彰に当たって支給する記念品などは、一定要件を全て満たしていれば、給与として課税しなくてもよいことになっている。ただし、記念品の支給や旅行や観劇への招待費用の負担に代えて現金、商品券などを支給する場合には、その全額(商品券の場合は券面額)が給与として課税される。また、本人が自由に記念品を選択できる場合にも、その記念品の価額が給与として課税される。

永年勤続した役員や使用人が、その記念として旅行や観劇等に招待され、又は記念品の支給を受けた利益が課税されないためには、(1)支給する記念品が社会一般的にみて記念品としてふさわしいものであること、(2)記念品の処分見込価額による評価額が1万円(税抜き)以下、(3)創業記念のように一定期間ごとに行う行事で支給をするものは、おおむね5年以上の間隔で支給するものであること、の3要件を全て満たす必要がある。

記念品を自由に選択できる場合は、会社から支給された金銭でその品物を購入した場合と同様の効果をもたらすものと考えられるから、その品物の価格は現物給与として課税することになり、非課税として取り扱っている永年勤続者の記念品には該当しない。また、商品券などの金券を記念品として支給された場合も、市場への売却性、換金性があり、ほとんど金銭での支給と変わらないことから、現物給与として課税されることになるので注意したい。

今週のキーワード

ポテンシャル
採用

実務経験がない場合でも、それに準ずる知識や意欲を評価し、採用する手法。潜在能力を重視した選考により、今後の成長が期待できる人材が選ばれる。20代~30代が対象で、従来は新卒者を対象としていなかった。しかし、新卒一括採用を廃止する企業が増えてきている現在は、新卒者を含めてポテンシャル採用を実施するケースも多い。